

## 6.13 廃棄物等

### 6.13.1 予測及び評価の結果

#### (1) 工事の実施

##### ① 造成等の施工による一時的な影響

##### ア. 予測

##### (ア) 予測地域

対象事業実施区域とした。

##### (イ) 予測対象時期

工事期間中とした。

##### (ウ) 予測手法

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物等の種類ごとの発生量、有効利用量及び処分量、及び副産物である建設発生土の発生量、処分量、再使用量を工事計画及び講じようとする環境保全措置を踏まえて検討し、予測した。

##### (エ) 予測の結果

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物等の種類ごとの発生量、有効利用量及び処分量は、表 6.13-1のとおりである。

これらの産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）に基づき、できる限り建設資材廃棄物の再資源化に努め、廃棄物発生量約 580t のうち約 70.7%にあたる約 410t を有効利用し、有効利用が困難な約 170t については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき適正に処理する。

また、工事の実施に伴い発生する建設発生土の量、利用土量及び残土量は表 6.13-2 のとおりであり、発生土量約 19,200t のうち約 21.9%にあたる約 4,200t を場内で埋戻しに利用するとともに、残土約 15,000t は極力場内で地盤整地に利用し、外部への搬出の低減に努める。

表 6.13-1 工事に伴う産業廃棄物等の種類及び量

単位：t

分類等		発生量	有効利用量	処分量	有効利用又は処分の方法
廃プラスチック類	梱包材、樹脂配管等	70	50	20	・プラスチック製品へ再資源化し有効利用 ・燃料として有効利用 ・不純物混合等により一部を最終処分
金属くず	鉄筋、配管くず、番線くず等	40	40	0	・金属製品へ再資源化し有効利用
ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず、保温材等	100	0	100	・産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理
がれき類	アスファルト等	50	0	50	・産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理
コンクリートがら	杭残土	250	250	0	・再資源化し有効利用
紙くず	梱包包装材、紙類等	20	20	0	・再生紙等へ再資源化し有効利用 ・燃料として有効利用
木くず	型枠残材、梱包材等	50	50	0	・燃料として有効利用
計		580	410	170	

注：表中の数値は概数である。

表 6.13-2 工事に伴う建設発生土の量

単位：t

項目	発生土量	利用土量	残土量	備考
掘削土	16,800	4,200	12,600	・埋戻しに利用 ・残土は極力場内で地盤整地に利用
杭残土	2,400	0	2,400	・残土は極力場内で地盤整地に利用
計	19,200	4,200	15,000	

注：表中の数値は概数である。

## イ. 評価の結果

### (ア) 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施に伴う産業廃棄物等及び副産物の発生による環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ 工事に資材等の搬出入時の梱包材を簡素化する。
- ・ 廃プラスチック類、金属くず、がれき類、木くずは、できる限り分別回収し、燃料や原料として有効利用し、最終処分量の低減に努める。
- ・ 分別回収、有効利用等が困難な産業廃棄物については、産業廃棄物の種類ごとに専門の処理業者に委託して適正に処理する。
- ・ 掘削範囲を必要最小限とすることで、掘削土の発生を低減する。
- ・ 工事に伴い発生する掘削土は、できる限り有効利用する。
- ・ 残土は極力場内で地盤整地に利用し、外部への搬出の低減に努める。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴う産業廃棄物等の発生量は約 580t となるが、そのうち約 70.7%に当たる約 410t を有効利用するとともに、有効利用が困難な約 170t については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき適正に処理する。

また、工事の実施に伴う発生土量約 19,200t のうち、約 21.9%に当たる約 4,200t を埋戻しに有効利用するとともに、残土約 15,000t については極力場内で地盤整地に利用し、外部への搬出の低減に努める。

以上のことから、工事の実施に伴う廃棄物の発生による環境への負荷及び副産物に係る環境影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

### (イ) 環境保全の基準等との整合性

工事の実施に伴う産業廃棄物等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）に基づき、建設資材廃棄物の再資源化に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき、適正に処理するとともに、できる限り有効利用に努めて産業廃棄物等の最終処分量を低減する。

以上のことから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用

### ① 施設の稼働

#### ア. 予 測

##### (ア) 予測地域

対象事業実施区域とした。

##### (イ) 予測対象時期

焼却施設の稼働が定常となる時期とした。

##### (ウ) 予測手法

焼却施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物等の種類ごとの発生量、有効利用量及び処分量は、事業計画及び講じようとする環境保全措置を踏まえて検討し、予測した。

##### (エ) 予測の結果

本事業で新設するリサイクル用前処理施設は、シュレッダーダスト（計画処理量約 19,800 t/年）及び廃電子基板等（計画処理量約 47,400 t/年）をリサイクルするための施設であるが、施設の維持管理において若干量の産業廃棄物が生じる。

焼却施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物等の発生量、有効利用量及び処分量は、表 6.13-3のとおりである。

これらの産業廃棄物は、発生量約 278 t/年のうち約 64.7%にあたる約 180 t/年を有効利用し、有効利用が困難な約 98 t/年については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき適正に処理する。

表 6.13-3 焼却施設の稼働に伴う産業廃棄物等の種類及び量

単位：t/年

分類等		発生量	有効利用量	処分量	有効利用又は処分の方法
廃プラスチック類	廃フレコン等	41	41	0	・燃料として有効利用
木くず	木パレット等	9	9	0	・燃料として有効利用
燃えがら	廃レンガ等	123	111	12	・場内利用 ・産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理
がれき類	キャストブル	105	19	86	・場内利用 ・産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理
計		278	180	98	

注：表中の数値は概数である。

## イ. 評価の結果

### (ア) 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の稼働に伴う産業廃棄物等及び副産物の発生による環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・リサイクル用前処理施設において生成する再資源化滓（溶融スラグ・メタル）及び溶融飛灰（ばいじん）を既設の銅製錬施設で処理して有価金属を回収するが、鉄などは銅スラグとして回収し、セメント用副原料等として再利用されるため、受け入れ廃棄物について埋め立て処分ゼロの完全リサイクルが実現できる。
- ・施設の維持管理で生じる廃プラスチック類、木くずは、できる限り分別回収し、燃料として可能な限り有効利用し、最終処分量の低減に努める。
- ・施設の維持管理で生じる燃えがら、がれき類はできる限り場内利用し、分別回収、有効利用等が困難な産業廃棄物については、産業廃棄物の種類ごとに専門の処理業者に委託して適正に処理する。

これらの環境保全措置を講じることにより、焼却施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物等の年間発生量は約 278 t と予測され、そのうち約 64.7%にあたる約 180 t を有効利用するとともに、有効利用が困難な約 98 t /年については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき適正に処理する。

以上のことから、施設の稼働に伴う廃棄物の発生による環境への負荷は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

### (イ) 環境保全の基準等との整合性

施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき、適正に処理するとともに、できる限り有効利用に努めて産業廃棄物等の最終処分量を低減する。

以上のことから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する。

空白ページ